

会社を退職された方へ

国民年金への手続きはお済みですか

20歳以上60歳未満の方は、公的年金(国民年金・厚生年金)への加入が法律で義務付けられています。そのため、60歳未満の方が退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届け出が必要です(退職された方に扶養されている配偶者の方も届け出が必要です)。

国保年金課(市役所本庁舎1階)または、各行政サービスセンター窓口で手続きしてください。平成28年度の国民年金保険料は月額1万6260円です。納付が困難な場合には、保険料が免除になる制度があります。※手続きが遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

☎ 国保年金課・内線355

国民健康保険税の納税通知書は6月15日(水)に発送予定です

国民健康保険の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主(納税義務者)あてに通知します。後期高齢者医療保険料決定通知書(納入通知書)は、7月中旬に郵送します。☎ 国保年金課・内線353、354

■ 納付方法(納税通知書の「徴収方法」欄に記載しています)

①普通徴収(納付書・口座振替)による保険税の納付は、1年分(4月～翌年3月の12カ月分)を10回に分けて納めていただきます。納期限は納税通知書、納付書内に記載されているので、必ず納期限までに納めてください。

②特別徴収(年金から天引き)は、年金支給月に仮徴収と本徴収により納めていただきます。仮徴収(4・6・8月)は前年度の保険税額を案分した額を徴収します。本徴収(10・12・2月)は、仮徴収を差し引いた残りの税額を3回に分けて徴収します。

※引き続き特別徴収となる方は、2月に徴収した保険税額と同額を仮徴収します。
※世帯主が年度途中で75歳になり後期高齢者医療保険に移行する場合は、その年度の特別徴収は行いません。

■ 国保に加入するとき、やめるときは手続きを!

必ず国保年金課または各行政サービスセンターで届け出をしてください。

■ 納付が困難な場合は、早めに納税相談を!

保険税を滞納すると延滞金が加算されます。納付が困難な場合は、分割による納付方法などもありますので、ご相談ください。

国民健康保険税の算定方法

保険税の算定方法は、年齢により異なります。

- ◎40歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分
◎40歳以上65歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分+介護分
◎65歳以上75歳未満の方=医療分+後期高齢者支援金分

※年度の途中で40歳になる方は、その月(1日が誕生日の方は前月)から介護分が課税となるため税額変更通知を送付します。
※年度の途中で75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方の保険税は、誕生日の前月までで算定しています。

■ 1年間の国民健康保険税はこうして決められます

Table with columns: 所得割額, 均等割額, 平等割額. Rows: 医療分, 後期高齢者支援金分, 介護分. Includes formulas and rates.

※国民健康保険税の制度改正により平成28年度からの賦課限度額が、医療保険分は52万円から54万円へ、後期高齢者支援分は17万円から19万円へ引き上げられました。(介護保険分は16万円のまま据え置き)

手続き簡単! 普通徴収でのお支払いは便利な口座振替で
口座振替取扱金融機関一覧 ※通常、手続きを行った2カ月後の月末からの振替となります。
●銀行...千葉・三菱UFJ・京葉・千葉興業・三井住友・常陽・みずほ・りそな・筑波・ゆうちょ ●信用金庫...千葉・東京ベイ・水戸 ●その他...東葛ふたば農業協同組合

児童手当の受給者は現況届の提出を忘れずに

受給者の方には6月6日(月)に現況届を発送予定です。6月30日(木)(消印有効)までに現況届の提出がないと、支払いが一時停止となり、提出を確認後に支払いが再開されます。

対象 市内に住居登録している方(外国人の方も含む)で「支給対象となる児童」が0歳～中学校終了前の日本国内に居住する児童を養育する父または母で所得の高い方

支給月額 3歳未満...1万5000円、3歳～小学校終了前...〈第1子・第2子〉1万円、〈第3子以降〉1万5000円、中学生...1万円、所得制限(所得金額622万円+扶養親族数×38万円)を超える方...5000円

※児童の数は、高校3年生までの年長者から第1子、第2子の順です。

提出に必要な書類 児童手当等現況届(押印)

添付書類 (1)厚生年金等の年金加入者は、請求者の健康保険被保険者証の写し。※健康保険者証で加入している年金が確認できない場合は、勤め先から「年金加入証明書」を取得していただく場合があります。

(2)平成28年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村が発行した平成28年度の課税等証明書。(3)児童と別居中などの場合は「別居監護申立書」と「別居児童を含めた世帯全員の住民票」を別居児童の住民登録地で取得し、提出してください。(4)6月中に転出予定の方は消滅届。

(5)第2子以降の増額の届け出をしていない方は額改定届。(6)口座変更希望者は振込口座変更届と通帳またはキャッシュカードの写し。

提出先・☎ 同封の返信用封筒で郵送または持参。子ども支援課(西別館2階)・内線347

※持参に限り市民課、各行政サービスセンターでも申請書を受け付けます。なお審査については担当課で行うため、不足書類が発生した場合、別途提出をお願いします。

マイナンバー業務 休日開庁日のお知らせ
マイナンバーカード(個人番号カード)の交付等のために、市民課の窓口を休日開庁します。
日時 6月26日(日)午前9時～午後4時
場所 市民課(市役所本庁舎1階)
受付業務 マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードの申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付
※マイナンバーカードの申請は任意です。
☎ 市民課・内線406、422

市・県民税の納税通知書を送ります
個人の市・県民税の納税通知書は、6月13日(月)に発送予定です。
納付期限(普通徴収第1期) 6月30日(木)
納付方法 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストアで納付
◎65歳以上の方へ公的年金(老齢基礎年金等)からの引き落としについて
年金受給者の納税の利便性や徴収事務の効率化のため、市・県民税を公的年金から引き落とす制度が平成21年10月から実施されています。4月1日現在、65歳以上(昭和26年4月2日以前生まれ)の公的年金の受給者で、前年中の年金所得

に係る市・県民税の納税義務のある方が対象です。
◎今年から新たに公的年金から引き落としになる方
6・8月は年税額の4分の1ずつを納付書で納めていただき、10・12・2月は公的年金の支払い時に年税額の6分の1ずつが引き落としされます。
◎引き続き公的年金から引き落としになる方
2月の税額と同額が引き落としされます。また、10・12・2月は公的年金の支払い時に年税額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつが引き落としされます。
※年税額、各月の徴収税額については、納税通知書で

介護保険料の納入通知書を送ります
介護保険料の納入通知書は、6月15日(水)に発送予定です。
納付期限(普通徴収第1期) 6月30日(木)
納付方法 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストアで納付
※介護保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、通知書でご確認ください。
☎ 高齢者支援課・内線313